

Information ふたばワールド実行委員会事務局

## ふたばワールド2022in双葉

双葉地方住民の皆様の交流機会を創出するイベントとして、今年は3年ぶりに双葉町の産業交流センターを中心に、ふたばワールドの開催を予定しております。参加ご希望の方は、『事前申込』が必要となりますので、<http://www.futabaworld2022.jp/>でお申し込みください。

なお、インターネットなどがご利用できない方向けに、9月広報誌に申込ハガキ付きチラシを同封する予定です。

**問** ふたばワールド実行委員会事務局  
双葉地方広域市町村圏組合  
復興推進課 ☎022-796-3039

Information 健康福祉課

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合「2割」が新設されます

- ・令和4年10月1日から、次の①、②の両方に該当する場合は、窓口での医療費の負担割合が「2割」になります。
- ①世帯内に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。
- ②「年金収入+その他の合計所得」の合計が、後期高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯は200万円以上、二人以上の世帯は合計320万円以上。
- ・住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割負担、被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満の世帯と住民税非課税世帯は1割負担です。

### 令和4年8月1日から被保険者証が新しくなります

- ・現在お使いの被保険者証（オレンジ色）は、令和4年7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。令和4年8月1日から令和4年9月30日の期間は7月下旬に交付する被保険者証（ふじ色）をご使用ください。
- ・令和4年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10月1日から使える被保険者証（ピンク色）を、9月下旬ごろ改めて交付します。
- ・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113  
福島県後期高齢者医療広域連合  
☎024-528-9025

Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは次のとおりとなります。

皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ■平成23年3月11日時点で広野町に住居票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域  
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**

令和4年度まで・・・全額減免  
令和5年度・・・1/2減免  
令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**

令和7年2月未まで・・・免除継続  
令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住居票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 町民税務課

## 人権擁護委員を紹介します

### ■人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、なおかつ守秘義務を遂行できる人物を広野町長が推薦し法務大臣から委嘱された人たちです。

広野町では、3人の人権擁護委員が町民の人権を守るため活動しています。

### ■人権擁護委員の紹介

この度、令和4年7月1日付けで、大和田文子さんが広野町の人権擁護委員に委嘱（再任）されました。任期は3年間です。

### 人権擁護委員名簿（敬称略） （令和4年7月1日現在）



おおいわだあやこ  
大和田文子さん  
(再任)

氏名	任期
ねもと こういち 根本 耕一	令和4年1月1日～ 令和6年12月31日
おおいわだあやこ 大和田文子	令和4年7月1日～ 令和7年6月30日
しまむら ともこ 島村 智子	令和4年1月1日～ 令和6年12月31日

**問** 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 町民税務課

## マイナンバーカードの申請はお早めに！

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として使用することができるカードです。

現在、一部医療機関において健康保険証として利用できるほか、休日にコンビニで住民票や印鑑証明書など各種証明書を取得することができます。※1

また、国では令和4年9月までにマイナンバーカードを申請した方を対象にマイナポイント事業を展開しています。

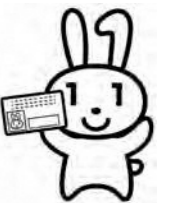
決済サービスの登録や健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行うことで、最大20,000円分のポイントを取得することができる内容となっています。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にカードを作ってみませんか？

### ■マイナンバーカード申請に必要な書類

- ①申請書 既に送付されているもの。  
役場窓口で再発行することも可能です。
- ②顔写真 大きさ（縦4.5cm、横3.5cm）6ヶ月以内に撮影。正面、無帽、無背景のもの。※2
- ③個人番号通知カード  
見当たらない方も「紛失届」の提出によりお手続きが可能です。
- ④住民基本台帳カード  
お持ちの方のみ回収となります。
- ⑤身分証明書 顔写真付きの身分証明書など（免許証など）1点  
または顔写真のない身分証明書など（保険証、免除証明など）2点

マイナンバーカードの申請方法はこちら →



- ・必要書類を持参し、役場窓口で申請する方は、郵送（書留）によるカード交付が可能です。
- ・スマートフォンや郵送によりご自身で申請する方は、カード交付の際に本人確認が必要です。申請から約1ヶ月程度で「交付のお知らせ」が郵送されますので、必要書類をご持参いただき、役場町民税務課窓口までお越しください。
- ※1 コンビニでの各種証明書発行は、広野町に住居登録がある方が対象となります。  
町外に住居登録がある方は、各自治体にお問い合わせください。
- ※2 写真をお持ちでない方で撮影を希望する方は、役場町民税務課窓口において写真撮影を行っております。お気軽にお声かけください。

### ■マイナンバーカード交付・申請臨時窓口の開設について

広野町では、平日にマイナンバーカードの申請およびカードの受領ができない方のため、下記の日程も受付いたします。

#### ■休日窓口開設日時

令和4年8月28日、9月25日の各日曜日  
午前9時から午後4時まで

#### ■平日夜間窓口開設日時

令和4年8月9日から9月27日までの期間  
毎週火曜日 午後5時15分から午後7時まで

**問** 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160